

対策本部関係

資料 9 流山市災害対策本部条例

昭和 37 年 12 月 24 日

条例第 19 号

(目的)

第 1 条 この条例は災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 7 項の規定に基づき、流山市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 38 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年 6 月 28 日条例第 21 号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 10 流山市災害対策本部規則

昭和 41 年 7 月 1 日

規則第 33 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、流山市災害対策本部条例(昭和 37 年流山市条例第 19 号。以下「条例」という。)第 5 条の規定により、流山市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部室)

第 2 条 災害対策本部に本部室を設置する。

2 本部室は、災害予防及び災害応急対策に関する基本方針を審議決定する。

(本部室の構成)

第 3 条 本部室は、次の者をもって構成する。

- (1) 災害対策本部長(以下「本部長」という。)
- (2) 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)
- (3) 災害対策本部員(以下「本部員」という。)

(副本部長)

第 4 条 副本部長は、副市長をもって充てる。

(本部員)

第 5 条 本部員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 教育長及び水道事業管理者
- (2) 企画財政部長、総務部長、市民生活部長、健康福祉部長、子ども家庭部長、産業振興部長、環境企画部長、都市計画部長、都市整備部長、土木部長、学校教育部長、生涯学習部長、水道局及び消防庁
- (3) その他本部長が必要と認める者

(本部連絡員)

第 6 条 災害対策本部に災害対策本部連絡員(以下「連絡員」という。)を置く。

- 2 連絡員は、本部長が指名する職員をもって充てる。
- 3 連絡員は、本部長の命を受けて各種情報収集又は相互連絡調整の事務を担当する。
- 4 連絡員は、特に本部長の指示のあった場合のほか、原則として本部室において執務するものとする。

(組織)

第 7 条 条例第 3 条第 1 項の規定により災害対策本部に部を置き、部に班を置く。

2 部に部長のほか、副部長を置き、班に班長及び副班長を置く。

- 3 第 1 項に規定する部及び班の編成並びに各部各班の事務分掌並びに前項に規定する職は、別表のとおりとする。

(職務)

第 8 条 部長は、本部長の命を受け、所属の班長を指揮命令する。

- 2 副部長は、部長を補佐するとともに、部長に事故あるとき、又は部長が欠けたときは、その職務を代理する。

- 3 班長は、部長の命を受け、所掌事務について、所属職員(以下「班員」という。)を指揮命令する。

- 4 副班長は、班長を補佐するとともに、班長に事故あるとき、又は班長が欠けたときは、その職務を代理する。

- 5 班員は、班長の命を受け、所掌事務に従事する。

- 6 第 2 項又は第 4 項の場合において、副部長又は副班長が複数ある場合の部長又は班長の職務を代理する者は、別表の定めるところによる。

(現地災害対策本部の任務)

第 9 条 現地災害対策本部は、被害の情報等を災害対策本部に通報するとともに、急を要する場合は、その対策について適切な措置を講じるものとする。

(職員の配備)

第 10 条 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合の災害対策本部の職員の配備は、次のとおりの区分とし、それぞれの配備要領は、別に定める。

- (1) 第 1 配備
- (2) 第 2 配備
- (3) 第 3 配備

(委任)

第 11 条 この規則に定めるもののほか、本部の活動に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 43 年 4 月 1 日規則第 10 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 58 年 3 月 31 日規則第 3 号)

この規則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 59 年 3 月 31 日規則第 15 号抄)

- 1 この規則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 61 年 4 月 1 日規則第 20 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年 3 月 31 日規則第 13 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 2 年 3 月 30 日規則第 3 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 3 年 4 月 1 日規則第 25 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 4 年 4 月 1 日規則第 6 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 4 月 1 日規則第 14 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 11 年 6 月 28 日規則第 32 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 11 年 6 月 30 日規則第 33 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 11 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 29 日規則第 8 号)

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 7 月 1 日規則第 35 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。(後略)

(経過措置)

2 この規則施行の日の前日において、企画経営課に勤務を命じられていた職員は、別に辞令を発せられない限り、この規則の施行の日をもって、企画政策課に勤務を命じられたものとする。

附 則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 26 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 31 日規則第 27 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 31 日規則第 30 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日規則第 21 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

別表 省略

資料 11 流山市災害見舞金交付規則

昭和 50 年 12 月 15 日

規則第 33 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地震、暴風、豪雨、豪雪、洪水その他の異常な自然現象又は火事により家屋に災害が発生した場合において、流山市補助金等交付規則(昭和 42 年流山市規則第 14 号)の規定にかかわらず、災害を受けた世帯の被災者に予算の範囲内で災害見舞金を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災者 一般世帯にあっては世帯主、準世帯にあっては単身者であつて、現に市内に居住し、本市の住民基本台帳又は外国人登録名簿に登録されているもの
- (2) 一般世帯 準世帯以外の世帯
- (3) 準世帯 会社又は学校その他の者から供与を受けて寮又はアパートその他の家屋に居住する単身者の世帯

(災害見舞金の交付の対象災害及び額)

第 3 条 災害見舞金の交付の対象となる災害及び当該災害に対する災害見舞金の額は、別表に掲げるとおりとする。ただし、同一又は複数の災害が重複して発生した場合は、災害見舞金の交付額の多い災害を交付対象とし、その他の災害は交付対象としない。

2 前項の規定にかかわらず、災害が次の各号のいずれかに該当する場合は、災害見舞金を交付しない。

- (1) 災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用を受けたとき。
- (2) 災害を受けた世帯員の故意によるものであるとき。

(請求)

第 4 条 前条第 1 項に規定する災害見舞金の交付を受けようとする者は、災害の発生の日から 7 日以内に流山市災害見舞金交付申請書(別記第 1 号様式)正本及び副本 1 部を市長に提出しなければならない。

(交付の決定通知)

第 5 条 前条の規定による申請書の提出があつたときは、市長は、速やかに申請書の内容を審査し、その結果を当該提出に係る者に流山市災害見舞金交付決定(申請却下)通知書(別記第 2 号様式)により通知するものとする。

2 前項の規定による審査をする場合は、市長は、あらかじめ関係行政連絡員及び民生(児童)委員と緊密な連絡をとり、災害の状況調査を行うものとする。

(請求)

第 6 条 前条第 1 項の規定による災害見舞金の交付の決定通知を受けた者は、流山市災害見舞金交付請求書(別記第 3 号様式)正本及び副本 1 部を市長に提出しなければならない。

(交付)

第 7 条 前条の規定による請求書の提出があったときは、市長は、速やかに当該提出に係る者に災害見舞金を交付する。

(決定の取消し)

第 8 条 虚偽の申請が明らかになったときは、市長は、災害見舞金の交付の決定を取り消すことがある。

(災害見舞金の返還)

第 9 条 前条の規定により災害見舞金の交付の決定を取り消した場合において、既に災害見舞金が交付されているときは、市長は、期限を定めて、当該災害見舞金の返還を命ずるものとする。

(延滞金)

第 10 条 災害見舞金の交付を受けた者であって災害見舞金の返還を命ぜられ、当該災害見舞金を納期日までに納付しなかった者は、納期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、未納付額(未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間については、その納付額を控除した額。)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

2 やむを得ない事情があると認めるときは、市長は延滞金の全部又は一部を免除することがある。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 53 年 4 月 1 日規則第 10 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の流山市災害見舞金交付規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の発生に係る災害について適用し、施行日前の発生に係る災害については、なお従前の例による。

附 則(昭和 57 年 10 月 22 日規則第 13 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の流山市災害見舞金交付規則の規定は、昭和 57 年 9 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 57 年 11 月 1 日規則第 15 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 63 年 4 月 1 日規則第 10 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 5 年 4 月 1 日規則第 13 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規定により調製された申請書、届出書その他の書類が残存している場合は、当分の間、所要の調製をして使用することができる。

別表(第 3 条第 1 項)

災害の種類	災害の程度	災害見舞金の額	
		一般世帯	準世帯
焼失	全焼	30,000	20,000
	半焼	20,000	10,000
損壊	全壊	30,000	20,000
	半壊	20,000	10,000
浸水	床上浸水	30,000	20,000

備考

1 全焼

家屋の焼失損害額が火災前の家屋の評価額の 70 パーセント以上の程度に達したもの又は 70 パーセント未満の程度のものであって家屋の残存部分に補修を加えて再使用することが困難であるものをいう。

2 半焼

家屋の焼失損害額が火災前の家屋の評価額の 20 パーセント以上 70 パーセント未満の程度のものであって、全焼でないものをいう。

3 全壊

家屋の損壊若しくは流失した部分の床面積がその家屋の延床面積の 70 パーセント以上の程度に達したもの又は家屋の主要構造部の損壊若しくは流失による損害額がその家屋の評価額の 50 パーセント以上の程度に達したものをいう。

4 半壊

家屋の損壊若しくは流失した部分の床面積がその家屋の延床面積の 20 パーセント以上 70 パーセント未満の程度のもの又は家屋の主要構造部の損壊若しくは流失による損害額がその家屋の評価額の 20 パーセント以上 50 パーセント未満の程度のをいう。

5 床上浸水

家屋の浸水がその家屋の主要部分の床上以上の程度に達したもの又は家屋が土砂若しくは竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態になったものをいう。

- 《様式 1 流山市災害見舞金交付申請書》
- 《様式 2 流山市災害見舞金交付決定(申請却下)通知書》
- 《様式 3 流山市災害見舞金交付請求書》